

特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野 (新たに追加等を行う分野等)の詳細(案)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

【目次】

- 2-1 受入れ対象分野（新たに追加する分野）の詳細（案）…………… p 29
- 2-2 受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）…………… p 33
- 2-3 受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）…………… p 43
- 2-4 受入れ対象分野（業務区分の切り分け等を行う分野）の詳細（案）…………… p 59
- 2-5 受入れ対象分野（業務区分の追加等を行う分野の中で業務等に変更がない業務区分）の詳細（案） p62

※ 凡例

- ・ 各頁中、業務区分欄の括弧内の数字は業務区分単位の有効求人倍率
- ・ 2 - 1（新たに追加する分野）及び2 - 2（業務区分の追加を行う分野）の有効求人倍率は直近年度（令和5年度）の数値であり、2 - 3（業務等の追加を行う分野）、2 - 4（業務区分の切り分け等を行う分野）及び2 - 5（業務区分の追加等を行う分野の中で業務等に変更がない業務区分）の有効求人倍率は令和7年1月から3月の数値を記載している。
- ・ 各頁中、【育成就労産業分野の設定】の項においては、便宜上、育成就労の目標となる3年目の試験について既存の技能検定・技能実習評価試験等を活用するものを「Aタイプ」、特定技能評価試験を活用するものを「Bタイプ」と記載している。
- ・ 一部の頁中、「産業分類の追加」とあるのは、特定技能外国人が働くことができる事業所の種類（日本標準産業分類）を上乗せ告示で指定している分野において、当該種類を追加することをいう。

受入れ対象分野（新たに追加する分野）の詳細（案）

受入れ対象分野（新たに追加する分野）の詳細（案）（1 / 3）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	分野追加の必要性等
厚生労働省	リネンサプライ	4.30	リネンサプライ (4.30)	リネン類（ホテルリネン、病院・福祉リネン等）の契約先への貸し出し、使用済みリネン類の回収・洗濯仕上げ・納品業務	<p>【人手不足の状況】</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における政府目標である訪日外国人旅行者数（2030年（令和12年）に 6,000 万人）等の宿泊需要に対応するためには、これを支えるリネンサプライ分野の人材確保が必要不可欠である。</p> <p>【生産性向上のための取組】</p> <p>個々のスキルアップのための研修、マルチスキル化の推進等、スタッフの技能向上を促すとともに、システム化による作業の効率化、工場レイアウトの変更、生産計画の精度向上、機械設定の調整、機械設備の更新、商品の統一化等、業務効率化に取り組んでおり、さらに業界団体においてその省人化効果を周知することで、取組の促進を図っている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】</p> <p>賃上げのほか、就業者の就労環境整備に関する周知セミナーを開催し、優良事例を全国へ展開することにより、長時間労働の是正やフレキシブルな労働時間の導入の促進を図っている。</p> <p>また、就職説明会、リネンサプライ業の魅力発信等により、新規採用や女性・高齢者・就職氷河期世代等の中途採用の促進等を図っている。</p> <p>【業務の専門性】</p> <p>特定技能外国人が従事する業務内容としては、技能実習2号（専門級）の必須業務及び関連業務の全ての業務を想定。</p> <p>必須業務：仕上げ作業（機械投入作業、検品作業、結束・包装作業、機械操作作業、機械メンテナンス作業、仕上げ作業ラインの管理・指導作業）、安全衛生業務</p> <p>関連業務：入荷・仕分け作業、洗濯作業、手投入作業、手置み作業、染み抜き作業、補修作業、出荷準備作業</p> <p>【受入れ可能な事業所】</p> <p>特定技能所属機関は、（一社）日本リネンサプライ協会が定める「リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準」又は（一財）医療関連サービス振興会が定める「寝具類洗濯業務に関する基準（認定基準）」の認定を受けることを条件とすることを想定している（技能実習2号と同じ。）。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号移行対象職種であるクリーニング職種（リネンサプライ作業）と同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞</p>

受入れ対象分野（新たに追加する分野）の詳細（案）（2 / 3）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	分野追加の必要性等
国土交通省	物流倉庫	1.92	物流倉庫 (1.92)	倉庫業者、貨物自動車運送事業者、荷主事業者が使用する施設における物品の搬入・搬出、仕分け、流通加工、入出荷検品、積み卸し、積み直し、在庫管理物流機器の操作・点検・管理、作業全般の管理等	<p>【人手不足の状況】 近年、EC市場の拡大等による保管需要の増加等に伴い物流倉庫の面積及び稼働率が増加していることを背景に、人手不足が深刻化。 業界団体の調査によると、就業者数に対する人手不足数の割合は6.7%（令和6年時点）、ハローワーク経由の求人数/応募人数の値が2.54（令和6年1～12月）。また、ある大都市部の倉庫業者からは、求人にあたり、賃金カーブが維持できる限界まで賃上げし、自動倉庫の導入等により荷役作業の効率化を図っている旨をPRしたにも関わらず、新卒の応募がゼロであったという声も聞いており、人手不足であるとの定性的な同様の意見が多数。業界全体で生産性向上や国内人材確保に取り組んでいるが、定年退職者数の多さや新規採用の厳しさにより、人手不足は深刻な課題。</p> <p>【生産性向上のための取組】 物流倉庫における庫内作業の省人化・省力化を図るため、国土交通省において、倉庫業者や貨物自動車運送事業者に対して、業務効率化に資する自動化・機械化機器の導入やシステムの構築・連携を同時導入する取組を支援。また、業界団体自身も、自動化機器・システム等の導入に対する支援を行っているほか、業界全体に向けた優良事例の横展開や自動化・機械化機器の普及を図るためのDXセミナー・説明会を開催。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 業界団体が物流倉庫の業務内容や会社を紹介するPR動画を製作するなど、物流倉庫の魅力を発信。また、各企業において、賃上げのほか、従業員の要望を取り入れ、休憩室や食堂、託児所施設を併設するなど、働きやすい職場環境の整備を進めている。</p> <p>【業務の専門性】 検品・運搬・流通加工・出荷・在庫管理など多岐にわたり、貨物の入出庫量に応じて柔軟に対応するために、庫内作業員は一貫して業務に従事することが必要。その上で、物流倉庫は多数の荷主からの多様な貨物を安全かつ効率的に取り扱う必要があることから、貨物の性質・状態を踏まえた保管・出荷方法は様々であるため、多種多様な貨物に対する知識や取り扱いの経験が必要。</p> <p>【受入れ可能な事業所】 受入れ機関は、倉庫業者、倉庫業者が業務委託した事業者、貨物自動車運送事業者を対象。就労場所は、倉庫業者、貨物自動車運送事業者、荷主が管理・運営する施設を対象。今後の業界のあるべき姿も踏まえた絞り込みの必要性を業界団体に相談をしているが、業界団体からは事業者に過度な負担が生じないものにすべきとの意見があり、引き続き検討。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 新たに業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価（3年目試験は新たに整備する特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）。〈Bタイプ〉</p>

受入れ対象分野（新たに追加する分野）の詳細（案）（3 / 3）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	分野追加の必要性等
環境省	資源循環	3.06	廃棄物処分業（中間処理）（3.06）	廃棄物処理施設における廃棄物の処分に従事する業務	<p>【人手不足の状況】 廃棄物処分業は、業界団体の調査によると経営上の問題点を「従業員の不足」とする回答が最も多くなっており、また若年層の労働力不足（就労者の高齢化）もあり慢性的な人手不足の状況となっている。今後、プラスチック等の再生材需要の増加が見込まれることから、中間処理を行う事業者の人手不足は進むと考えられる。</p> <p>【生産性向上のための取組】 生産性向上のため、各企業・業界ではIoT、AIの活用で処理プロセスの効率化、設備の機械化を図るとともに、業界団体が行う検定試験等を活用した人材育成に取り組んでいる。環境省としても令和6年5月に公布された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」における廃棄物処分業者の判断基準として、生産性を向上させる技術を有する設備の導入・人材育成等を挙げており、事業者の取組を制度面で支援している。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 国内人材確保の取組として、各企業・業界では高齢者の就労促進の取組として定年の延長や定年後再雇用を進めるとともに、業界団体に女性部会を設置するなどして女性が働きやすい職場環境整備を進めている。環境省としても労務費の適切な転嫁に向けて業界団体や都道府県宛て通知を发出するなど、処遇改善に向けた取組を後押ししている。加えて廃掃法の累次改正や積極的かつ厳正な行政処分を環境省から自治体に指導するなど不適切な事業者の排除に努めるとともに、各企業・業界では工夫を凝らし安全衛生の取組を進めるなど職場環境の改善を国・業界・企業が連携して行い、就労者の定着を図っている。</p> <p>【業務の専門性】 中間処理の施設では多種多様で性状が様々な廃棄物（有害物質、感染性廃棄物、引火性物質など）を扱っており、それぞれの特性に応じた処理を安全に行うためには細心の注意と専門的な技術が求められる。またその処理プロセスは廃棄物処理法等の法令によって厳格に規定されており、排出事業者からの委託に始まり、保管・処分、そして最終処分に至るまで、詳細な記録と報告義務が必要であり、その修得には相当な期間が必要。</p> <p>【受入れ可能な事業所】 ・廃棄物処分業における中間処理の許可をもつ事業所。 ・安全衛生の担当(安全衛生管理者等)を配置した事業所。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 新たに業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価（3年目試験は新たに整備する特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）。<Bタイプ></p> <p>【その他】 資源循環分野の追加は、政府における以下の計画等で検討を進める方針となっている。 ・第五次循環型社会形成推進基本計画 ・循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行加速化パッケージ 等</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（1/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	電線・ケーブル製造 (4.48)	電線・ケーブル製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電線・ケーブルの製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：電線製造 産業分類：2341－電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）</p> <p>【人手不足の状況】 業界の知名度が低く、工場が地方に立地することや設備の巻き込みや感電、やけど等の危険性が発生することから人手不足の状況。</p> <p>【生産性向上のための取組】 業界団体において、生産の効率化に資する設備や新材料に関する周知活動を行っている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 会員企業向けに高卒人材の採用や女性活躍推進に係る意識向上を図るセミナーの開催、SNSを活用した広報活動等を行っている。</p> <p>【業務の専門性】 業務では作業工程全体の把握や製造設備の設定のみならず、導体や絶縁体等の材料特性の修得、回転体等の特殊な製造設備を扱う上での安全衛生に係る知識の修得等が必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 以下を新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞ -令和7年度に整備予定の技能：電線製造</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（2/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	プレハブ住宅製品製造 (3.16)	プレハブ住宅製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：大工工事、タイル張り、普通旋盤、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、電気めっき、溶融亜鉛めっき、建築塗装、金属塗装、噴霧塗装、手溶接、半自動溶接、コンクリート製品製造 産業分類：1221-造作材製造業（建具を除く）、1224-建築用木製組立材料製造業、2129-その他のセメント製品製造業、2442-建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）、2444-鉄骨系プレハブ住宅製造業 （本分野で既に対象の産業分類から紐付けるもの）2123-コンクリート製品製造業、2441-鉄骨製造業、2461-金属製品塗装業、2462-溶解めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2464-電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2481-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、2452-金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）</p> <p>【人手不足の状況】 大きな重量物の取扱いや騒音、臭いが発生する作業環境の敬遠等により人手不足の状況。</p> <p>【生産性向上のための取組】 個別企業にて、自動加工機の導入やAGVの活用、アシストロボットの導入等を進めているほか、こうした取組を優良事例として業界団体から会員企業へ周知等を行っている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 女性・高齢者の雇用賃上げ、アシストロボット等による重作業の改善、個室の休憩所設置やカフェエリア設置などの職場環境の改善、産休、育休制度の整備などを行っている。</p> <p>【業務の専門性】 業務では多種多様な製品の特性の理解と、製品別に要求される耐久性・安全性・見た目等の基準を満たすための製造技術等が必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 技能実習2号移行対象職種のうち、対応する特定産業分野が設定されているものについては、育成就労制度においても原則として受入れ対象分野として認める方向で検討することとしているところ、当該特定産業分野における人材不足の状況及び現行の技能実習制度が当該分野において果たしてきた人材確保の機能を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 技能実習2号移行対象職種が計10職種14作業（普通旋盤等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）〈Aタイプ〉</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（3/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	家具製造 (2.80)	家具製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、家具製品の製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、金属プレス、機械板金、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、家具手加工、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、金属塗装、噴霧塗装、工業包装、手溶接、半自動溶接、家具組立て、マットレス製造、シート縫製 産業分類：1311-木製家具製造業（漆塗りを除く）、1312-金属製家具製造業、1313-マットレス・組スプリング製造業、1391-事務所用・店舗用装備品製造業、1393-鏡縁・額縁製造業、1399-他に分類されない家具・装備品製造業（黒板、プラスチック製家具・備品、強化プラスチック製家具製造業に限る。）</p> <p>【人手不足の状況】 少量多品種生産へと生産形態が移行しつつあり人手を要する工程が多く残っていることに加え、重量のある大型の原材料や製品を扱うことで多くの人員が必要となることや工場が地方に立地していること等から人手不足の状況。</p> <p>【生産性向上のための取組】 先進技術を取り入れた工場の見学会の開催や、生産工程の自動化、ロボット導入による省人化を行っている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 インターンシップの増加、時短勤務の採用等を行っている。</p> <p>【業務の専門性】 業務では仕様書に沿った原材料の切断・加工・仕上げの技術や、外観及び必要な機能の検査・調整に係る知識等が必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 技能実習2号移行対象職種のうち、対応する特定産業分野が設定されているものについては、育成就労制度においても原則として受入れ対象分野として認める方向で検討することとしているところ、当該特定産業分野における人材不足の状況及び現行の技能実習制度が当該分野において果たしてきた人材確保の機能を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 技能実習2号移行対象職種が計9職種21作業（金属プレス、家具手加工等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞ 加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞ -令和7年度に整備予定の技能：家具組立て、マットレス製造、シート縫製</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（4/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	定形耐火物製造 (4.34)	定形耐火物製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、定形耐火物の製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：定形耐火物製造 産業分類：2151—耐火れんが製造業</p> <p>【人手不足の状況】 原料及び製品供給先である製鉄所が偏在することによる耐火物製造事業所の郊外立地等により若年層を中心に敬遠され、人手不足の状況。</p> <p>【生産性向上のための取組】 負荷軽減のためのハンドクレーンや自動選別装置等の設備導入を行っている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 定年退職者の再雇用等を行っている。</p> <p>【業務の専門性】 業務では、クレーン等の操作技術、混錬原料の特性の修得、窯・炉等による高温熱処理や研磨機・カッターを用いた製品成形・加工に係る安全衛生及び品質維持管理に係る知識の修得等が必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 以下を新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞ -令和7年度に整備予定の技能：定形耐火物製造</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（5/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	不定形耐火物製造 (4.34)	不定形耐火物製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、不定形耐火物の製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：不定形耐火物製造 産業分類：2152－不定形耐火物製造業</p> <p>【人手不足の状況】 原料及び製品供給先である製鉄所が偏在することによる耐火物製造事業所の郊外立地等により若年層を中心に敬遠され、人手不足の状況。</p> <p>【生産性向上のための取組】 負荷軽減のためのハンドクレーンや自動選別装置等の設備導入を行っている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 定年退職者の再雇用等を行っている。</p> <p>【業務の専門性】 業務では、クレーン等の操作技術、混錬原料の特性の修得（添加物や水分量の調整技能等）、粉じん発生に係る安全衛生及び品質維持管理に係る知識の修得等が必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 以下を新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞ -令和7年度に整備予定の技能：不定形耐火物製造</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（6/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	生コンクリート製造 (4.35)	生コンクリート製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、生コンクリートの製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：生コンクリート製造 産業分類：2122-生コンクリート製造業</p> <p>【人手不足の状況】 早朝出荷が求められることが多い等の理由で敬遠され人手不足の状況。</p> <p>【生産性向上のための取組】 製造設備の機械化・自動化を普及。AIを活用した生コンの流動性測定技術の開発などを行っている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 業界団体において、技士資格取得に向けた講習会等を開催し人材育成に取り組んでいる。</p> <p>【業務の専門性】 業務では、JISの規定に則った製品製造のための多様な試験方法の修得や、砂利等の天然材料を使用した製品の品質安定化に係る知識・製造技能の修得が必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 以下を新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備） <Aタイプ> -令和7年度に整備予定の技能：生コンクリート製造</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（7/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	ゴム製品製造 (4.93)	ゴム製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断によりゴム製品の製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：成形加工、押出し加工、混練り圧延加工、複合積層加工 産業分類：19ーゴム製品製造業、311ー自動車・同附属品製造業</p> <p>【人手不足の状況】 工場が地方に立地することや高温、臭いが発生する作業環境のイメージによる敬遠等により人手不足の状況。</p> <p>【生産性向上のための取組】 生産設備の自動化やロボット・センサー技術の活用による省人化等を進めている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 業界団体において女性活躍推進に向けた方針を策定し会員企業へ周知する等の取組を行っている。</p> <p>【業務の専門性】 業務では、圧縮成形機や射出成形機を用いた熱・圧力変成による成形加工技能や、ゴム材と配合剤を混練りし所定の形状へ圧延加工する技能等のほか、熱や圧延等の発生装置に係る安全衛生の知識の修得も必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 技能実習2号移行対象職種のうち、対応する特定産業分野が設定されているものについては、育成就労制度においても原則として受入れ対象分野として認める方向で検討することとしているところ、当該特定産業分野における人材不足の状況及び現行の技能実習制度が当該分野において果たしてきた人材確保の機能を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 技能実習2号移行対象職種が計1職種4作業（成形加工等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに既存の技能実習評価試験を活用）〈Aタイプ〉</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（8/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	かばん製造 (1.93)	かばん製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、かばんの製造工程の作業に従事）	<p>【設定する業務・追加する産業分類】 業務：かばん製造 産業分類：2061ーかばん製造業</p> <p>【人手不足の状況】 新型コロナウイルス感染症の拡大期間中に生じた外注先の廃業や高齢社員の退職、内職者の廃業等により、販売生産量の回復につれて従来からの人手不足の状況が顕著になっている。 また、かばん製造業については、ハローワークと併用して、有効求人倍率には現れない民間の求人サービス等も活用して人材の確保に努めているが、業界へのアンケート調査によると採用希望人数に対して半数しか採用できていない状況となっている。</p> <p>【生産性向上のための取組】 自動裁断機やコンピュータミシンの導入等を進めている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 短時間労働者、女性、高齢者の雇用や定年退職者の再雇用等を進めている。</p> <p>【業務の専門性】 業務では十分な強度とデザイン性を確保するための異素材同士の縫製技術や、素材の縫製や特性の理解、用途に応じた適切な素材選定を行える知識が必要。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 以下を新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）〈Aタイプ〉 -令和7年度に整備予定の技能：かばん製造</p>

受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の詳細（案）（9/9）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
国土交通省	鉄道	3.56	駅・車両清掃 (2.58)	車両内部清掃（折り返し清掃含む）、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃（駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む）、休憩室清掃（駅員・乗務員用等）等	<p>【人手不足の状況】 鉄道における輸送人員数は、コロナ前の9割程度に回復しており、今後も拡大が見込まれるインバウンド需要（*）等を踏まえ、現行以上の鉄道利用者が見込まれることから、駅・車両の衛生環境を維持する駅・車両清掃の人材確保が極めて重要である。しかし、清掃業務は3K(きつい、汚い、危険)作業のイメージが根強くあり、採用募集をしても応募者が少なく、また定着率も低いこと等の理由から、深刻な人手不足の状況にある。 ※観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）において、インバウンド回復や国内交流拡大はコロナ前を超える水準を目標としている。</p> <p>【生産性向上のための取組】 自動清掃ロボットの導入や汚れづらい床材への仕様変更等、生産性向上の取組を進めている。</p> <p>【国内人材確保のための取組】 賃上げ、雇用年齢の引き上げ、SNSでの情報発信強化等、国内人材確保の取組を進めている。</p> <p>【業務の専門性】 「駅・車両清掃」区分では、専用の薬液や器具の取扱い、汚水・業務用廃棄物の処理といったビルクリーニング分野で求められる技能に加え、鉄道分野の特有の事情に応じて求められる技能（運転保安（建築限界、作業間合い、列車見張り）・公衆災害防止、労働災害防止等）も必要</p> <p>【受入れ可能な事業所】 駅・車両清掃に係る事業を営む事業所</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 新たに業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価（3年目試験は新たに整備する特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）＜Bタイプ＞</p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（1/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	機械金属加工 (3.09)	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	<p><鉄鋼・非鉄産業関係> 【追加する業務・産業分類】 （業務） 令和7年度：アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工、仕上げ） （産業分類） 令和7年度：2236—磨棒鋼製造業、2237—引抜鋼管製造業、2332—アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、2442—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）、2471—くぎ製造業、2479—その他の金属線製品製造業（ただし、溶接材料製造業に限る。） （既対象産業分類の範囲拡大） ※下線部が拡大範囲 令和7年度：2446—製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・バール缶製造業に限る。）</p> <p>【業務内容】 業務では素材特性や顧客が求める精度・品質に応じた加工技術が必要。</p> <p>【設定理由】 無人搬送機の導入、重筋作業等へのロボットの導入等に取り組んでいるが、高温環境での作業、深夜・早朝勤務の敬遠等により人手不足の状況。</p> <p><自動車・同附属品製造業> 【追加する産業分類】 令和7年度：311—自動車・同附属品製造業、2922—内燃機関電装品製造業（自動車用のもの） 【業務内容】 自動車は極めて多くの部品から構成されており、各部品に求められる機能や形状に応じた機械加工やプレス等を実施する必要があり、各種部品の加工法に関する知識や技術の習得が必要。 【設定理由】 AGV等による構内物流の自動化や外観検査の自動化等を通じた生産性改善に向けた取組や、DXツール等を活用した高齢者の作業負担軽減に向けた対策等を通じた人材確保に向けた取組を行っているが、深夜・早朝勤務の敬遠等により人手不足の状況。</p> <p>>>>次ページに続く>>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（2/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	機械金属加工 (3.09)	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	<p><航空機部品組立て関係> 【追加する業務・産業分類】 （業務） 令和8年度：航空機部品組立て （産業分類） 令和7年度：314－航空機・同附属品製造業 【業務内容】 安全性が求められるため、設計図の読み解き、正確な部品配置・取付け、部品同士のわずかな隙間の充填等の繊細な技能が必要。 【設定理由】 中小企業向けの技術革新セミナーや、学生向けの手重工の見学会や航空業界に係る講義の実施等行っているが、少量多品種生産ゆえに機械の自動化・省人化が困難であるほか、今後は航空旅客需要の増加が見込まれ、人手不足は慢性的な課題。</p> <p><プラスチック成形関係> 【追加する業務・産業分類】 （業務） 令和7年度：ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、フィルム加工（ドライラミネート）、フィルム加工（押出ラミネート）、フィルム加工（スリット）、フィルム加工（製袋）、フィルム加工（フラットヤーン）、 令和8年度：真空成形（食品容器）、真空成形（食品容器以外） （既対象産業分類の範囲拡大）※下線部が拡大範囲 令和7年度：3299－他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。） 【業務内容】 業務では樹脂特性の理解や添加剤の配合にかかる知識の修得、成形方法ごとの設備操作方法の修得等が必要。 【設定理由】 業界団体において、新技術や生産性向上に資する支援施策の会員企業への情報共有や基礎的なDXの研修会等行っているが、深夜・早朝勤務や樹脂の溶融による高温・臭いが発生する作業環境であること等から、若年層を中心に人手不足の状況。</p> <p>>>>次ページに続く>>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（3/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	機械金属加工 (3.09)	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	<p><ガス機器・石油機器製造業> 【追加する業務・産業分類】 （業務） 令和7年度：電子機器組立て （産業分類） 令和7年度：2432－ガス機器・石油機器製造業 【業務内容】 業務は基盤に用途や仕組みを理解した上で多数の電子部品を載せて組立て、ミクロン単位の調整の上での切削加工を実施する技能等が必要。 【設定理由】 生産現場では、若い世代の就業敬遠や離職による労働力不足が年々深刻化している。特に、高齢化による団塊世代の大量退職に伴い、熟練社員が持つ技術やノウハウを若手に継承することが困難になっている。各種取組を行っても依然として人材が不足しており、特定技能外国人や育成就労外国人の受け入れが急務である。</p> <p><運動用具製造業> 【追加する産業分類】 令和7年度：3253－運動用具製造業 【業務内容】 卓球台金属脚部分、バスケットリング等金属塗装前の下処理、錆止め作業、粉体塗装、焼付温度や時間管理等一定のレベルで作業ができる技術や、スキー用のプラスチック製ゴーグルの製造過程でプラスチック材料を受入後、ゴーグルフレーム部品の射出成形作業、ベルト等の装着組立などを行う技能等が必要。 【設定理由】 手作業に依存する作業が多く、製品の形状も異なるため機械による自動化には限界があり、年単位の知識・技術習得を念頭にした若年層の地方工場の求人は、各種国内人材確保の取組を行っても困難な状況。離職の少ない、特定技能外国人・育成就労外国人の安定的な受け入れが必要である。</p> <p>>>>次ページに続く<>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（4/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	機械金属加工 (3.09)	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	<p><パレット製造業> 【対象とする産業分類】 令和7年度：3293－パレット製造業 【業務内容】 パレット製造における工業包装は、「JIS Z 0604 木製平パレット」、「JIS Z 0604-3部材及び組立品の品質」に基づく物流用の木製パレット等を製造する作業を含む。 木材の品質の適否を判断しつつ、JIS規格に基づき、パレットを製造（くぎ打ち機を使用した固定、ブレーナー加工の仕上げ、組立品の含水率の確認などの品質検査）。 【設定理由】 生産性向上の取組として製造工程の機械化、国内人材確保のための取組として定年後の継続雇用、65歳以降の雇用延長、女性の採用枠拡大等を行っている。 各種取組を行っても、労働環境に対する若年層の敬遠があることに加え、技術の習得には3～5年の期間を要することを背景として人材が不足しており、特定技能外国人・育成就労外国人の受入れが必要な状況。</p> <p><金属製はしご製造関係> 【既対象産業分類の範囲拡大】※下線部が拡大範囲 令和7年度：2499－他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業、<u>金属製はしご製造業（可搬式のもの）</u>及び<u>脚立製造業</u>に限る） 【業務内容】 製造工程としてアルミ製押出形材、アルミ製中空パイプを製品に合わせた長さに切断。踏み架を組み込む穴を支柱にプレス機で打ち抜き、両支柱に踏み架を入れ、両サイドからプレス機で圧縮して支柱にかしめて接合する。 オーダー品は、この組み立て工程を溶接で接合する。また、三脚脚立は、支柱踏み架とも中空パイプで構成され、すべて溶接で接合しており、局面の溶接は技術を要する。 【設定理由】 生産性向上の取組として設備投資に加え、専門人材育成の強化、労働環境の改善、定年の引上げ、働き方改革等を行い、賃金アップと福利厚生・人材育成の充実を図ってきた。 2025年～2029年の人手不足として300名と試算する（年度60名）。各種取組を行っても、物価高や人件費高騰による価格転嫁競争の構造的な要因から競り負けることが多く、取引適正化や人材施策の中長期的な効果が行き渡るまで時間がかかること、最終的な安全性を確保する部分での人的貢献を省けないことから人材が不足し、特定技能外国人・育成就労外国人の受入れが必要である。</p> <p>>>>次ページに続く>>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（5/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	機械金属加工 (3.09)	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	<p>■育成就労制度における育成イメージ</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号移行対象職種が計19職種41作業（鋳鉄鋳物製造、ハンマ型鍛造等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞</p> <p>加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに技能検定・育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> -令和7年度に整備予定の技能：発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造 -令和8年度に整備予定の技能：真空成型（食品容器）、真空成形（食品容器以外）、フィルム加工、航空機部品組立て

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（6/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	電気電子機器組立て (3.09)	電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	<p><自動車・同附属品製造業> 【追加する産業分類】 令和7年度：311－自動車・同附属品製造業、2922－内燃機関電装品製造業（自動車用のもの）</p> <p>【業務内容】 自動車は極めて多くの部品から構成されており、各部品に求められる機能や形状に応じた機械加工やプリント配線基板設計等を実施する必要がある、各種部品の加工法に関する知識や技術の習得が必要。</p> <p>【設定理由】 AGV等による構内物流の自動化や外観検査の自動化等を通じた生産性改善に向けた取組や、DXツール等を活用した高齢者の作業負担軽減に向けた対策等を通じた人材確保に向けた取組を行っているが、深夜・早朝勤務の敬遠等により人手不足の状況。</p> <p><航空機産業関係> 【追加する産業分類】 令和7年度：314－航空機・同附属品製造業</p> <p>【業務内容】 プリント配線板製造や複雑化・密集化が進んでいるワイヤーハーネス製造において、部品毎の加工に関する知識や技術の修得が必要。</p> <p>【設定理由】 中小企業向けの技術革新セミナーや、学生向けの手重工業の見学会や航空業界に係る講義の実施等を行っているが、少量多品種生産ゆえに機械の自動化・省人化が困難であるほか、今後は航空旅客需要の増加が見込まれ、人手不足は慢性的な課題。</p> <p>>>>次ページに続く>>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（7/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	電気電子機器組立て (3.09)	電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	<p><プラスチック成形> 【追加する業務・産業分類】 （業務） 令和7年度：ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、フィルム加工（ドライラミネート）、フィルム加工（押出ラミネート）、フィルム加工（スリット）、フィルム加工（製袋）、フィルム加工（フラットヤーン） 令和8年度：真空成形（食品容器以外） （既対象産業分類の範囲拡大）※下線部が拡大範囲 令和7年度：3299—他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。） 【業務内容】 業務では樹脂特性の理解や添加剤の配合にかかる知識の修得、成形方法ごとの設備操作方法の修得等が必要。 【設定理由】 業界団体において、新技術や生産性向上に資する支援施策の会員企業への情報共有や基礎的なDXの研修等行っているが、深夜・早朝勤務や樹脂の溶融による高温・臭いが発生する作業環境であること等から、若年層を中心に人手不足の状況。</p> <p><パレット製造> 【追加する産業分類】 令和7年度：3293—パレット製造業 【業務内容】 パレット製造における工業包装は、「JIS Z 0604 木製平パレット」、「JIS Z 0604-3部材及び組立品の品質」に基づく物流用の木製パレット等を製造する作業を含む。 木材の品質の適否を判断しつつ、JIS規格に基づき、パレットを製造（くぎ打ち機を使用した固定、プレーナー加工の仕上げ、組立品の含水率の確認などの品質検査）。</p> <p>【設定理由】 生産性向上の取組として製造工程の機械化、国内人材確保のための取組として定年後の継続雇用、65歳以降の雇用延長、女性の採用枠拡大等を行っている。 各種取組を行っても、労働環境に対する若年層の敬遠があることに加え、技術の習得には3～5年の期間を要することを背景として人材が不足しており、特定技能外国人・育成就労外国人の受入れが必要な状況。</p> <p>>>>次ページに続く>>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（8/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	電気電子機器組立て (3.09)	電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	<p>■育成就労制度における育成イメージ</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号移行対象職種が計10職種23作業（普通旋盤、圧縮成形等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定を活用）＜Aタイプ＞</p> <p>加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに技能検定・育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> -令和7年度に整備予定の技能：発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造 -令和8年度に整備予定の技能：真空成形（食品容器以外）、フィルム加工

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（9/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	金属表面処理 (3.09)	金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により表面処理等の作業に従事）	<p><バフ研磨関係> 【追加する業務・産業分類】 （業務） 令和7年度：バフ研磨 （既対象産業分類の範囲拡大）※下線部が拡大範囲 令和7年度：2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。） 【業務内容】 多岐にわたる製品の中間工程においてバフ研磨が活用されるため、業務では様々な形状・材質の製品における研磨工程の知識・技術の修得が必要。 【設定理由】 後継者の育成や新規開業支援、ロボットを活用した工程の半自動化、フレックス制度の導入等行っているが、小規模事業者零細企業が多い業界であり認知度も低く、暑さや粉じんの発生等厳しい作業環境であることから、人手不足の状況。</p> <p><自動車・同附属品製造業> 【追加する産業分類】 令和7年度：311—自動車・同附属品製造業 【業務内容】 自動車は極めて多くの部品から構成されており、各部品に求められる機能や形状に応じてめっき等の表面処理を実施する必要があり、各種部品の加工法に関する知識や技術の習得が必要。 【設定理由】 AGV等による構内物流の自動化や外観検査の自動化等を通じた生産性改善に向けた取組や、DXツール等を活用した高齢者の作業負担軽減に向けた対策等を通じた人材確保に向けた取組を行っているが、深夜・早朝勤務の敬遠等により人手不足の状況。</p> <p>>>>次ページに続く>>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（10/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	金属表面処理 (3.09)	金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により表面処理等の作業に従事）	<p><航空機産業関係> 【追加する産業分類】 令和7年度：314—航空機・同附属品製造業</p> <p>【業務内容】 様々な航空機部品において表面処理が施されるため、業務では部品毎の材質・形状に対する加工法に関する知識・技術の修得が必要。</p> <p>【設定期由】 中小企業向けの技術革新セミナーや、学生向けの大手重工の見学会や航空業界に係る講義の実施等を行っているが、少量多品種生産ゆえに機械の自動化・省人化が困難であるほか、今後は航空旅客需要の増加が見込まれ、人手不足は慢性的な課題。</p> <p>■ 育成就労制度における育成イメージ 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 技能実習2号移行対象職種が計2職種3作業（電気めっき等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定を活用）<Aタイプ> 加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）<Aタイプ> -令和8年度に整備予定の技能：バフ研磨</p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（11/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	陶磁器製品製造 (4.23)	陶磁器製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事）	<p><陶磁器工業製品製造関係> 【追加する業務・産業分類】 （業務） 令和7年度：排泥鑄込み成形、タイル成形、衛生陶器成形 （産業分類） 令和7年度：2141－衛生陶器製造業、2146－陶磁器製タイル製造業</p> <p>【業務内容】 業務では製品の成形に係る技能（厚さ、ばらつき、粘土の充填率の調整技能）や破損・欠損・ゆがみの検査技能の修得が必要。</p> <p>【設定理由】 製造工程の自動化や、タブレット端末の導入による従業員間の各工程の進行状況・在庫等のデータ共有及び省力化、高校等への出前講座や工場見学の実施等行っているが、原料等の関係上、工場が郊外・山間部に多く、土や火を扱う環境の敬遠等により人手不足の状況。</p> <p>■育成就労制度における育成イメージ 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 技能実習2号移行対象職種が計1職種3作業（機械ろくろ成形等）存在。以下の新たな技能とともに、「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）<Aタイプ> -令和7年度に整備予定の技能：排泥鑄込み成形 -令和8年度に整備予定の技能：タイル成形、衛生陶器成形</p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（12/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	紡織製品製造 (3.21)	紡織製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により紡織製品の製造工程の作業に従事）	<p><製網、染色（捺染）> 【追加する業務】 令和7年度：製網、染色（捺染）</p> <p>【業務内容】 業務では、捺染においては生地の様・柄の型の特徴に応じた工程の修得、製網においては用等に応じた織機の運転技術と縫製技術、原糸の加工技術等が必要。</p> <p>【設定理由】 業界団体によるDX生産管理システムの普及促進セミナーの実施や設備更新による効率化向上、専門学校を対象にしたインターンシップの実施等行っているが、工場が地方に多いことや、日本の丁寧なものづくりへの需要増加等により繊維業全体で人手不足の状況。</p> <p>■育成就労制度における育成イメージ 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 技能実習2号移行対象職種が計6職種15作業（紡績運転等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）<Aタイプ> 加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）<Aタイプ> -令和7年度に整備予定の技能：製網、染色（捺染）</p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（13/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	縫製 (3.21)	縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事）	<p><タオル製造、カーテン縫製> 【追加する業務】 令和7年度：タオル製造、カーテン縫製</p> <p>【業務内容】 業務では、タオル製造においては厚さの異なる生地や顧客が求める仕様（耳の調整、仕上げ方）に対応しつつ縫製ムラ等の不良の補正を行える技能、カーテン縫製においてはオーダーカーテンの生地の継ぎ合わせ技術や織布の特性に応じた縫製方法の修得が必要。</p> <p>【設定期由】 業界団体によるDX生産管理システムの普及促進セミナーの実施や設備更新による効率化向上、専門学校を対象にしたインターンシップの実施等行っているが、工場が地方に多いことや、日本の丁寧なものづくりへの需要増加等により繊維業全体で人手不足の状況。</p> <p><自動車・同附属品製造業> 【追加する産業分類】 令和7年度：311—自動車・同附属品製造業</p> <p>【業務内容】 自動車用シートの製造と併せてシート縫製を行う際に必要な知識や技術の取得が必要であるため。</p> <p>【設定期由】 AGV等による構内物流の自動化や外観検査の自動化等を通じた生産性改善に向けた取組や、DXツール等を活用した高齢者の作業負担軽減に向けた対策等を通じた人材確保に向けた取組を行っているが、深夜・早朝勤務の敬遠等により人手不足の状況。</p> <p>>>>次ページに続く>>></p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（14/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	縫製 (3.21)	縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事）	<p>■育成就労制度における育成イメージ</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号移行対象職種が計7職種7作業（婦人子供服製造等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞</p> <p>加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞</p> <p>-令和7年度に整備予定の技能：タオル製造、カーテン縫製</p>

受入れ対象分野（業務等の追加を行う分野）の詳細（案）（15/15）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
国土交通省	航空	4.31	空港グランドハンドリング (4.43)	空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事）	<p>【追加業務】 旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客ハンドリング業務（カウンター業務、ゲート業務、旅客搭乗等サポート業務、旅客等輸送業務） ・機内食等の運搬・搭降載業務（積付け業務、搭降載業務） ・航空燃料取扱業務（給油業務、給油施設管理業務） <p>【設定理由】 訪日外国人旅行者数の政府目標（2030年に6,000万人）の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える空港グランドハンドリング（以下「グラハン」という）業務の人材確保が極めて重要である。 既存の業務のみならず、上記の追加3業務も含め、生産性向上や国内人材確保の取組みを進めており、全体としてはコロナ前の就業者数の水準に回復しているが、グラハン業務に係る雇用動向調査における欠員率は2.4%になっているほか、今後も更に航空需要が拡大することが見込まれることから、深刻な人手不足の状況にある。</p> <p>育成就労産業分野としての設定なし（R8年度に育成就労産業分野へ追加を検討中）</p>
			航空機整備 (3.57)	航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）	育成就労産業分野としての設定なし

受入れ対象分野（業務区分の切り分け等を行う分野）の詳細（案）

受入れ対象分野（業務区分の切り分け等を行う分野）の詳細（案）（1 / 2）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等	
国土交通省	自動車整備	5.24	自動車整備 (5.24)	自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	<p>【切り分け前後の業務内容】</p> <p>既存の業務区分「自動車整備」では、板金・塗装などは、「特定整備に付随する業務」に位置付けられているが、今般、「車体整備」を業務区分として設定し、左記の業務内容とする。</p>	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号の移行対象職種である自動車整備職種（自動車整備作業）と同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに既存の技能実習評価試験を活用）〈Aタイプ〉</p>
			車体整備 (5.24)	自動車の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及びこれらに付随する特定整備	<p>【業務区分を切り分ける理由】</p> <p>事故車の板金修理等を行う車体整備業務においても、専門性の高い外国人材を長期的に育成・確保する必要があるため、業務区分を見直し、車体整備に特化して、育成就労から特定技能までのキャリアパスを整備するため。</p>	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>新たに車体整備に係る必須業務を設定し育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）〈Aタイプ〉</p>

受入れ対象分野（業務区分の切り分け等を行う分野）の詳細（案）（2 / 2）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
農林水産省	飲食料品製造業	2.86	飲食料品製造業 (2.80)	飲食料品製造業（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）	<p>【追加する産業】 日本標準産業分類に掲げる産業のうち「小分類583食肉小売業」を追加。ただし、食料品製造を行うものに限る。</p> <p>【産業を追加する理由】 食肉小売業は、省力化機械の導入、処遇の改善等、生産性の向上及び国内人材の雇用増加・定着率の向上を図りながらも、HACCP制度義務化、顧客ニーズ多様化を背景に、人手不足が加速化している。また、食肉小売業では、店舗バックヤードでの枝肉・部分肉からの精肉製造業務が太宗を占めており、飲食料品製造業の範疇と考える。なお、精肉製造は、技能実習2号対象職種・作業として認定されているとおり、専門的な技能・知識を必要とする業務である。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 業務区分に紐付く技能実習2号移行対象職種が計7職種8作業存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞ 加えて、特定技能制度でのみ従事可能となっている業務も含めた飲食料品製造業全般に係る必須業務を新たに設定し育成・評価（3年目試験は特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）＜Bタイプ＞</p>
			水産加工業 (2.73)	水産加工業（水産加工食品の製造・加工及び安全衛生の確保）	<p>【切り分け前後の業務内容】 切り分け前は飲食料品製造業の範囲としていた海藻類加工、水産練製品製造、塩干・塩蔵品製造、冷凍水産物製造、冷凍水産食品製造、その他の水産食料品製造を、切り分け後は水産加工業の範囲とし、原料（魚介藻類）の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥冷凍冷蔵等の一連の生産行為を行い、水産加工食品を製造する業務をその業務内容とする。</p> <p>【業務区分を切り分ける理由】 水産加工業は、生体に近い原材料（原料魚）から加工を行う産業で、原料魚の選別（魚種、鮮度等）下処理のための包丁等処理（切分け・非可食部除去等）、加工処理（塩蔵、乾燥、加熱、冷凍冷蔵処理等）によって脆弱な原料から貯蔵性を高めつつ加工処理）、伝統的製造（鰹節、佃煮、蒲鉾等）など魚介藻類の原料は種類が多く、その判別作業や加工食品の種類も多いため、特殊で相当な技術習得が必要不可欠である。</p> <p>【育成就労産業分野の設定】 当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 業務区分に紐付く技能実習2号移行対象職種が計3職種10作業存在。これらをもとに「主たる業務」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞</p>

**受入れ対象分野
(業務区分の追加等を行う分野の中で業務等に変更がない業務区分)
の詳細 (案)**

受入れ対象分野（業務区分の追加等を行う分野の中で変更等がない業務区分）の詳細（案）（1/2）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
経済産業省	工業製品製造業	2.82	紙器・段ボール箱製造 (5.72)	紙器・段ボール箱製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事）	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号移行対象職種が計1職種4作業（印刷箱打抜き等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定を活用）＜Aタイプ＞</p> <p>加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）。＜Aタイプ＞</p> <p>-令和8年度に整備予定の技能：パルプ製造、紙製造（抄紙、仕上）、貼合上流工程、貼合下流工程</p>
			コンクリート製品製造 (4.23)	コンクリート製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事）	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号移行対象職種であるコンクリート製品製造職種（コンクリート製品製造作業）と同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞</p>
			RPF製造 (1.61)	RPF製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事）	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>新たに業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価（3年目試験は特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）＜Bタイプ＞</p>
			印刷・製本 (1.12)	印刷・製本（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷製本の製造工程の作業に従事）	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。</p> <p>技能実習2号移行対象職種が計2職種3作業（オフセット印刷等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）＜Aタイプ＞</p>

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	変更の概要等
国土交通省	鉄道	3.56	軌道整備 (17.28)	軌道整備（軌道等の新設、改良修繕に係る作業・検査業務等）	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 新たに業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価（3年目試験は特定技能評価試験、1年目試験は既存の軌道保守整備技能実習評価試験（初級）※を活用）＜Bタイプ＞ ※既存の技能実習評価試験が概ね軌道整備区分の必須業務範囲を網羅出来ていることから活用可能</p>
			電気設備整備 (3.52)	電気設備整備（電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 新たに各業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価（3年目試験は特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）＜Bタイプ＞</p>
			車両整備 (3.57)	車両整備（鉄道車両の整備業務等）	
			車両製造 (5.23)	車両製造（鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等）	
			運輸係員 (2.51)	運輸係員（駅係員、車掌、運転士等）	<p>【育成就労産業分野の設定】</p> <p>当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を修得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定する方向で検討する。 運輸係員区分のうち、新たに駅係員作業に係る必須業務を設定し、育成・評価（1年目試験・3年目試験ともに新たに育成就労評価試験を整備）＜Aタイプ＞</p>